

・弁護士（元高等検察庁検事）  
愛知学院大学法科大学院特任教授  
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事故など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

# 法 相 談 律

## 友人にお金を貸したが返還約束をしていなかった

Q：私は、先日友人から「トラブルに巻き込まれたので、至急10万円を都合つけてもらえないか」と懇願されました。その際に、私は現金を持ち合わせていなかったため、10万円を引き出せるように暗証番号を教えたくてキャッシュカードを渡しました。後日、友人に10万円の返還を請求したところ、「私は金銭の授受を受けていないし、はっきりと返還の約束をしていないから10万円を返還する法律上の義務はない」と支払いを拒否されました。友人の言うように金銭の授受と明示的な返還の約束がなかった場合は、10万円の返還を請求することはできないのでしょうか。

A：あなたが友人に10万円の返還を請求するためには、消費貸借契約（民法587条）が成立している必要があります。消費貸借契約が成立するには「金銭の授受（受け渡し）」と「返還の約束」が必要とされています。

では、キャッシュカードの交付は「金銭の授受」といえるのですが、取引社会においては、キャッシュカードの交付があれば「金銭の授受」があったと一般的に考えられています。次に、明示的な返還の約束はありませんが、そもそも「返還の約束」が必要とされている理由は、返還義務のない贈与との区別をするためです。本件では、特にあなたは「金を贈与する」とは言っていないので、黙示的であっても「返還の約束」があったと認定され、消費貸借契約は有効に成立したと言えます。ただ、裁判になった場合には、「返還の約束」を立証することはかなり

困難と思われるので、今後は、友人間であっても、きちんと、借入書を作成しておくことをお勧めします。

## 車代金の返済を貸金の返済に変更できるか

Q：私は、友人に車を売り、その代金の支払については友人の父親を保証人とする契約を結びました。後日、友人から「代金を返済期日までに返すことができないので、代金を借りたこととして返済期日を延期してもらえないか」と懇願されたので、仕方なく、友人の提案を受け入れました。ところが、返済期日になっても、いっこうに返済されないため、保証人である友人の父親に請求しました。すると友人の父親は「私は、車の代金の支払を保証したが、貸借金の返済については保証していない」と主張して、支払いを拒絶しました。父親には、請求できないのでしょうか。

A：あなたと友人が行った契約は、「準消費貸借契約」といい、何らかの理由で負担していた金銭の支払義務を、あとからお金を借りたことに変更する契約のことです。今回のケースのように簡単に金銭の返済期日を延期することができるなど利点が多く、実社会でも非常に多く利用されています。

では、準消費貸借契約が結ばれると、売買契約の代金債務（旧債務）の保証人は、準消費貸借の金銭返還債務（新債務）についても保証することになるのでしょうか。今回のケースで準消費貸借契約を結んだ理由は、もっぱら代金の返済期日を延期する点にあり、お金を支払う義務があるという主要な部分には変更がないので、旧債務と新債務は同一性があると言えるでしょう。したがって、保証人は、準消費貸借の金銭返還債務についても保証することになるので、あなたは、友人の父親に貸金の返還を請求できます。

# 後期高齢者医療制度に加入されているみなさんへ

## ～ 平成22・23年度の保険料について ～

平成22年4月から、後期高齢者医療制度の保険料が下記のとおりとなりました。

①平成22・23年度の保険料率は据置きとなりました。

平成22・23年度の石川県の保険料

	(平成22・23年度)	(平成20・21年度)
所得割率	8.26%	8.26%
均等割額	年額45,240円	年額45,240円

### 保険料の算定方法

一人あたりの  
年間保険料

(賦課限度額50万円)

=

均等割額

45,240円

+

所得割額

基礎控除(33万円)後の総所得金額など  
×所得割率 8.26%

②所得の低い世帯に対する保険料の軽減措置が延長されました。

平成21年度では、所得の低い世帯※については均等割額が8.5割軽減されていましたが、平成22年度も引き続き8.5割軽減が継続されることになりました。

※所得の低い世帯とは…世帯の総所得金額などが33万円以下に該当する世帯です。

③被用者保険の被扶養者に対する軽減措置が延長されました。

被用者保険※の被扶養者が、後期高齢者医療制度へ移行した場合、平成21年度は均等割額が9割軽減される特例措置が行われてきましたが、平成22年度も引き続き9割軽減が継続されることになりました(所得割額は、かかりません)。 ※被用者保険とは…会社員、公務員、船員などが加入する保険です。

平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書の発送は7月中旬を予定しています。

お問い合わせ先 志賀町住民課 国保年金担当 ☎32-9121 町内IP8-32-9121

## 有害鳥獣(カラス)駆除のお知らせ

有害鳥獣(カラス)による農作物の被害を防ぐため、銃器による駆除を行います。期間は次のとおりです。みなさんのご協力をお願いします。

- 駆除期間 5月9日～8月20日
- 駆除範囲 志加浦、加茂、下甘田、中甘田、土田地区内  
スイカ畑およびその周辺

注：期間中に猟銃の発砲音が聞こえることがありますのでご承知ください。

また、この間の駆除範囲に近付かないよう注意してください。

### 【問い合わせ先】

志賀町農林水産課 ☎32-9224(直) IP8-32-9224  
J A 志賀 ☎32-1155(代)

## 「水土里ネットしか」からお知らせです！

今年度賦課金の納入期限は、平成22年6月30日(水)です。口座振替の人は、6月30日に指定の口座から引き落としとなります。

現金払いの人は、納入期限までに納入をお願いします。



志賀町土地改良区

住所 志賀町堀松への1の1番地  
☎32-3851

## 平成22年度 個人住民税(普通徴収)の納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	6月30日	8月31日	11月1日	1月31日

お問い合わせ 志賀町税務課 住民税担当  
☎32-9142 IP8-32-9142

SHIKA TOWN  
情報パーク

INFORMATION PARK

納税は  
お忘れなく!!

納税のお知らせ

- ・町県民税第1期
- ・後期高齢者保険料第3期の納期限は6月30日(水)です。

相談

障害者福祉総合相談について

- ◆日時 6月9日(水)  
13時30分～15時30分
- ◆場所 役場本庁舎相談室  
健康福祉課 ☎32・9131  
町内IP 8・32・9131

母子自立支援相談

ひとり親家庭などの相談に応じています。くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽に相談ください。

- ◆日時 6月24日(木)10時～15時  
※毎月第4木曜日
- ◆場所 役場本庁舎相談室  
子育て支援課  
☎32・9122  
町内IP 8・32・9122

「しかるより、ほめてあげましょう」

子どもの心やからだを傷つけないでしつけるにはどうすればよいでしょうか。

まず、しかるより、ほめましょう。できなかったことをしかりましょう。しかられてばかりいると、「どうせ自分はダメなんだ」と自信をなくしてしまいます。それよりも、ほめられることによって、もっとほめてもらおうと、親の期待にこたえようと努力するようになります。しかし、しからなければならぬときもあります。こんなときにはその場であっさりとりハリをもってしかることが大切です。

また、同じことをしていても親の気分しだいで、しかられたりしかられなかつたりでは、子どもは混乱します。何よりも一貫性をもって接しましょう。

- ◆七尾児童相談所  
☎0767・53・0811

志賀町子育て支援課

- ☎32・9122  
町内IP 8・32・9122

ハローワーク相談

- ◆日時 6月16日(水)  
14時～15時30分

- ◆場所 富来活性化センター  
商工観光課 ☎32・9341  
町内IP 8・32・9341

七尾法律相談センター

- ◆日時 毎週木曜日  
(祝・祭日は除く)

- ◆場所 七尾駅前パトリア  
5階「フォーラム七尾」  
◆相談料 30分以内5千円

※ただし、次のいずれかの場合には相談無料です。

- ①クレサラ相談
- ②負担が困難な人で法律扶助資金基準に該当する人

※相談希望者は相談日前日の17時までに金沢弁護士会(☎076-221-0242)へ電話予約してください(先着5人)。

特設人権相談所を開設

人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談所を開設します。

- ◆内容 人権に関する各種相談

- ◆日時 6月1日(火)10時～15時

◆会場

志賀町文化ホール(志賀地域) 富来活性化センター(富来地域)

お知らせ

聴覚障害者の皆さんへ

手話通訳者の設置日のお知らせ  
皆さんのご相談、行政手続きなどに対応しますので、どうぞお気軽にご利用してください。  
設置日時は次のとおりです。

◆健康福祉課窓口

- ※第1・第2・第3・第4(火曜日)  
10時～正午(6/1・8・15・22)
- ※第1・第2(木曜日)  
10時～正午(6/3・10)
- ※第3・第4(木曜日)  
14時～16時(6/17・24)

◆富来支所総合窓口

- ※第1・第3(水曜日)  
14時～16時(6/2・16)

募集

学校開放講座  
グリーンツーリズム富来

◆内容 エゾイタヤシナノキ林の林床を歩く。猿山岬のギョウジャニンニク、オオハナウドの観察。能登半島の自然環境を調べる。

- ◆主催 石川県立富来高等学校

(担当 越野重治、三嶋達也)

- ◆日時 6月13日(日)9時～16時
- ◆受講者 20人程度
- ◆費用 無料
- ◆持ち物 弁当、飲み物。履物は、運動スニーカーまたはハイキングシューズが望ましいです。

講師 高木政喜(石川植物の会)

◆申込先 石川県立富来高等学校事務室  
☎42・0034  
FAX 42・0904

学校開放講座  
はじめてのヨット体験

◆内容 ヨットでの自然体験学習

- ◆日時 8月21日～22日  
9時～15時

◆対象 小学校3年生～一般(親子参加可)

- ◆受講者 15人
- ◆受講料 4,000円
- ◆時間数 10時間(5時間×2日)

◆場所 羽咋市滝港マリーナ

◆受付期間 7月1日～30日

◆申込先 県立羽咋工業高等学校事務室  
☎22・1193

◆その他 定員を超えた場合は、抽選とさせていただきます。学校のホームページにも詳しく掲載しています。

## エコクッキング教室

◆内容 料理をとおして、ごみを出さない工夫や出たごみの分別の仕方を学ぶ

◆日時 6月20日(日)9時～

◆場所 リサイクルセンター

◆定員 15人

◆参加費 1,000円

◆持ち物 エプロン、三角巾、箸

◆講師 室谷加代子

◆申し込み 6月4日～17日

◆問い合わせ 6月4日～17日

☎27-11153

FAX 27-11154



## てんと市

◆日時 6月22日(火)

8時30分～13時

◆場所 道の駅「旬菜館」前

※皆さんのお越しをお待ちしています。

☎志賀町農林水産課

☎32-92221

町内IP 8-32-92221

## 花のミュージアム フローリーのイベント

☆スクラップ ブッキング教室  
6月6日(日)14時～

参加費1,000円 定員10人  
※予約受付締切6月3日(木)

☆ホイップ デコレーション

— マグネット作り —

6月12日(土)15時～

参加費500円 定員10人

※予約受付締切6月6日(日)

☆藤のバラ作り教室

6月13日(日)10時～

講師 徳山廣美氏

(志賀町上棚)

参加費800円 定員15人

※予約受付締切6月6日(日)

☆アロマテラピー講座

6月20日(日)10時～、14時～

講師 尾島美知留氏

(JAAコーディネーター)

参加費無料 定員15人

※定員になり次第締め切ります

※詳しくはお問い合わせください。

☎花のミュージアム フローリー

☎0767-32-8787



志賀町社会福祉協議会から

寄付のお知らせ

◇高浜町の山王竹夫様から、社

会福祉向上に 20万円

## 6月の窓口延長業務の お知らせ

住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明  
などの発行業務

6月5日(土)・12日(土)・19日(土)・

26日(土) 9時～12時30分

(注意)

●窓口延長業務は志賀町役場本

庁舎、住民課窓口での取り扱い

となります。諸証明発行業務で

一部取扱いきれない業務もあり

ますので、事前に電話などで確

認の上、窓口にお越しください。

☎住民課 ☎32-9121

町内IP 8-32-9121

## 町長談話室の日程

◆日時 6月16日(水)

13時30分～15時30分

◆場所 役場 本庁舎1階

◆日時 6月30日(水)

13時30分～15時30分

◆場所 富来支所

※開始時刻および終了時刻は都合により変更になる場合がありますので、事前にご確認ください。

☎総務課 ☎32-11111

町内IP 8-32-11111

## ヘリコプターによる薬剤散布 松くい虫防除を実施します

松くい虫による被害を防止するため、ヘリコプターによる薬剤の空中散布を実施します。皆様のご協力をお願いします。

### 【散布予定日、散布区域】

6月2日(水) 西浦地区周辺

(西浦、西増穂、西海地区にまたがる松林)

6月3日(木) 志加浦地区周辺

(能登ゴルフ倶楽部及び周辺の松林) (赤住、百浦、小浦、大津の松林) (安部屋弁天島の松林)

※昨年同様本年も散布回数を1回にします。

【使用薬剤】スミパインMC剤 30リットル/ha

【散布時間】午前5時頃～午前8時頃

※雨天や強風の場合は順延します。

注意1 通常の使用で人体に影響はありませんが、当日は散布区域に入らないでください。

注意2 自動車に薬剤がかかったと思われる場合は、早急に水で洗い流してください。

### 【お問い合わせ先】

志賀町農林水産課 ☎32-9224 IP8-32-9224

## 『子どもの人権110番』強化週間

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいことが多く、また、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に相談できる大人がいなかったりする 경우가少なくありません。

「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談窓口です。

相談は、金沢地方方法務局において、人権擁護委員及び人権擁護事務担当職員がお受けします。

相談は無料、秘密厳守にて対応します。

☎0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル・無料)

### 受付時間

6月28日(月)～7月2日(金) 8:30～19:00

7月3日(土)、7月4日(日) 10:00～17:00

### <お知らせ>

パソコンでのメール相談は、24時間受け付けています。

※ 法務省のホームページからアクセスできます。